

令和 5 年 6 月 1 日

令和 5 年度 処遇改善加算及び特定処遇改善加算

令和 5 年度処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ支援加算の用途については以下のとおりとします。

支給対象月 2023 年 6 月～2024 年 5 月

処遇改善加算

対象職員 介護職員（正職員、契約職員、定年再雇用者、パート職員）

※他職種と兼務している場合は、兼務割合に応じて支給

※対象給与締め日に在職しているもの

使用方法

○月給職員

- ・介護報酬改定に伴い、大きな減収が見込まれるが例年通りの定期昇給を行う。
- ・処遇改善加算によって改定された諸手当（業務手当、資格手当、夜勤手当）の継続
- ・6 月～9 月処遇改善手当として毎月 11,000～15,000 円を支給する。
- ・10 月～5 月処遇改善手当として 2 カ月に 1 回奇数月に 22,000～30,000 円を支給する。
- ・賃金改定に伴う法定福利費事業主負担分増加分は加算充当分とする。
- ・加算総額と賃金改定分に差額が生じた際は、支給対象末月に一時金として支給する。

※契約職員、定年再雇用者、兼務職員は常勤専従職員との割合に応じて支給

○時給職員

- ・6 月～9 月処遇改善手当として勤務割合に応じて時給 10～180 円支給する（業務内容、勤務形態等により決定）
- ・10 月～5 月処遇改善手当として 2 カ月に 1 回奇数月に勤務割合に応じて時給 10～180 円支給する（業務内容、勤務形態等により決定）
- ・登録ヘルパーの賃金表を改定（自車保険手当の追加）

※例：11 月支給分については 8 月 9 月の合計勤務時間に処遇改善時給単価をかけたものが支給されます。

特定処遇改善加算

対象職員 介護職員及びその他の職員（正職員、契約職員、定年再雇用者、パート職員）

※対象給与締め日に在職しているもの

使途方法

支給対象事業所に勤務する法人職員を、資格経験を有する介護職員（介護福祉士資格を有し、他事業所を含め介護業務に10年以上勤務実績がある介護職員）・その他の介護職員・その他の職員（他職種）に分類し、特定処遇改善加算で取得した介護報酬について、別紙支給表に応じて支給

なお、その他の職員のうち、非常勤である者は各月の支給は行わず、賞与又は支給対象末月にて調整を行う。

賃金改定に伴う法定福利費事業主負担分増加分は加算充当分とする。

加算総額と賃金改定分に差額が生じた際は、支給対象末月に一時金として支給する。

ベースアップ支援加算

対象職員 月給制の職員

※対象給与締め日に在職しているもの

使途方法

令和4年2月度・令和4年10月度支給時の基本給及び業務手当のベースアップを継続。

賃金改定に伴う法定福利費事業主負担分増加分は加算充当分とする。

加算総額と賃金改定分に差額が生じた際は、支給対象末月に一時金として支給する。

理事長 花田美晴